

消費税8%引上げ時の対応について

○ 消費税対応に係る財源の原則的な配分方法について
(たたき台)

(参考) 消費税対応に係る財源のおおよその規模について
(機械的試算によるイメージ)

消費税対応に係る財源の原則的な配分方法について(たたき台)

- (1) 診療報酬本体分の医科、歯科、調剤間の財源配分について
- (2)－① 医科診療報酬内の病院・診療所間の財源配分について
- (2)－② 入院料間の財源配分について
- (3) 歯科診療報酬・調剤報酬内の財源の配分方法について

(1) 診療報酬本体分の医科、歯科、調剤間の財源配分について

原則的な配分方法(案)

〈医科、歯科、調剤間の財源配分〉

○ 診療報酬本体分に配分される財源を、

医科、歯科、調剤ごとの
医療費シェア

×

医科、歯科、調剤ごとの
課税経費率(※)

により按分することを基本とする。(イメージは次項)

※ 課税経費率 ……医療経済実態調査等より算出した、医科、歯科、調剤ごとの費用と損益差額の合計額に占める課税仕入れ(医薬品、特定保険医療材料に係るものを除く)の割合

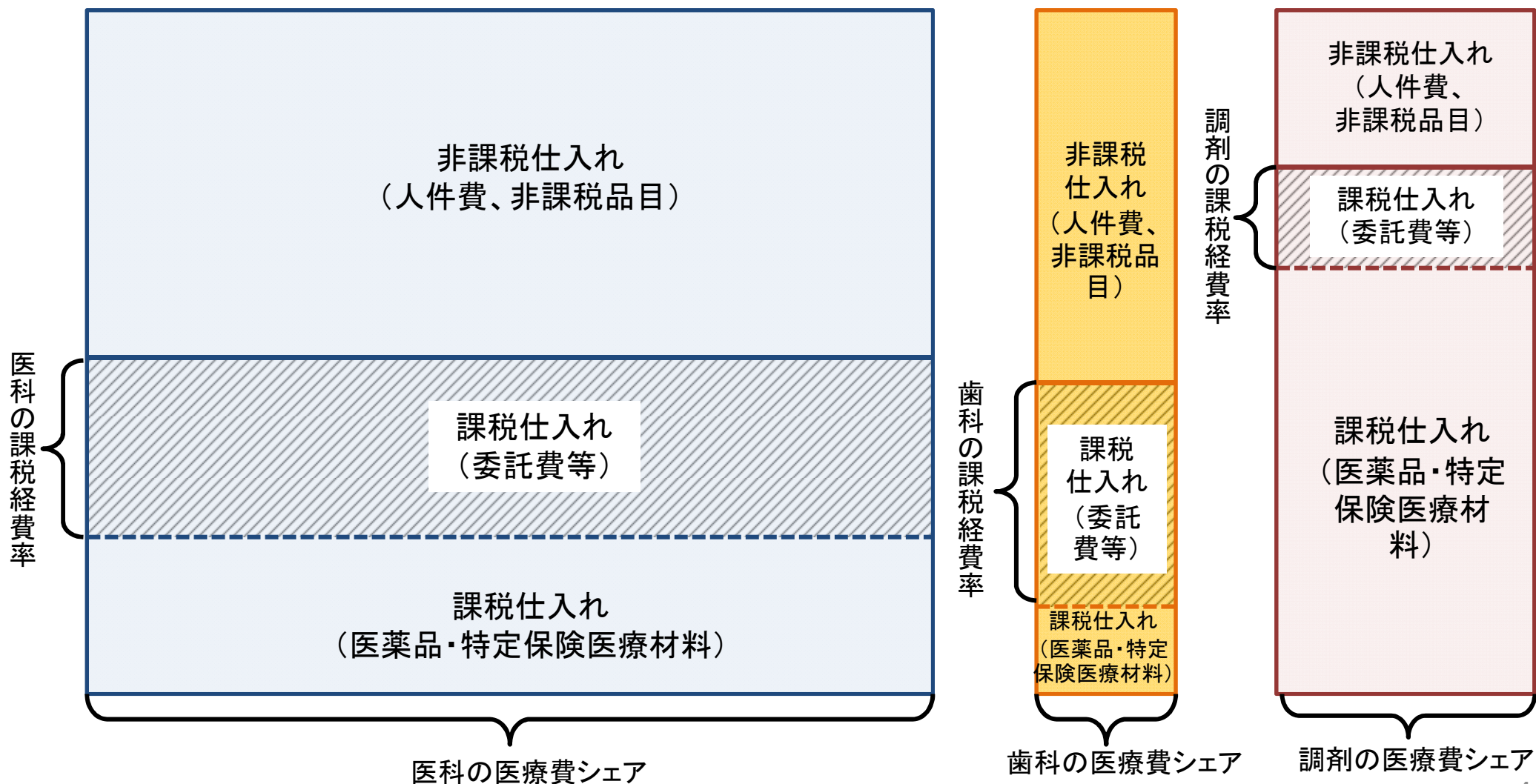
本体報酬に係る財源配分のイメージ(案)

「医療費シェア × 課税経費率」(=下図の斜線部分の面積)に応じて本体報酬に係る消費税対応分の財源を配分することを基本としてはどうか。(以下は、医科／歯科／調剤間の財源配分のイメージ。)

医科

歯科

調剤



医科、歯科、調剤別の費用構造について

	①薬剤費	②特定保険 医療材料	③人件費	④非課税 品目	⑤課税経費率	⑥薬剤等も含めた 総課税経費率
(計算式)	医療経済実態調査等より算出				$100\% - \text{①} - \text{②} - \text{③} - \text{④}$	$100\% - \text{③} - \text{④}$
医科	14.0%	3.1%	53.6%	4.0%	25.3%	42.4%
病院	12.8%	4.0%	54.3%	2.9%	26.0%	42.8%
診療所	16.8%	1.0%	52.1%	6.4%	23.7%	41.5%
歯科	1.2%	5.1%	55.7%	4.3%	33.7%	40.0%
調剤	68.2%	0.3%	17.1%	6.6%	7.8%	76.3%
全体	22.1%	2.7%	47.7%	4.4%	23.1%	47.9%

※ 各費用割合は、平成23年6月医療経済実態調査等における平成22年の数値。

※ ④非課税品目には、減価償却費を含んでいない。

(2)－① 医科診療報酬内の病院・診療所間の財源配分について

原則的な配分方法(案)

〈病院・診療所間の財源配分〉

○ 医科診療報酬に配分される財源を、

病院/診療所ごとの
医療費シェア

×

病院/診療所ごとの
課税経費率(※)

により按分することを基本とする。

※ 課税経費率 ……医療経済実態調査等より算出した、病院／診療所ごとの費用と損益差額の合計額に占める課税仕入れ(医薬品、特定保険医療材料に係るものを除く)の割合

〈報酬への上乗せ方法〉

○ 財源の各報酬への上乗せ方法は、原則として以下のとおり(※)。

ア 診療所…初・再診料に上乗せ

**イ 病院…①診療所と同一の点数となるよう初・再診料を引上げ
②残りの財源を入院料に上乗せ**

(※)各医療機関に共通した報酬であることや消費税対応分を簡潔かつ明確にすることを考慮。

(2)－② 入院料間の財源配分について

原則的な配分方法(案)

〈入院料間の財源配分〉

○ 病院に配分された財源を、

各入院料ごとの
医療費シェア

×

各入院料ごとの
課税経費率(※)

により按分することを基本とする。

※2 課税経費率 ……医療経済実態調査等より算出した、当該入院料を算定する病院に係る費用と損益差額の合計額に占める課税仕入れ(原則として、医薬品、特定保険医療材料に係るものを除く)の割合

留意点:

①医療経済実態調査において当該入院料に係る費用構造が把握できない入院料の取扱い

当該入院料を算定している病院が最も多く算定している入院基本料と同じ課税経費率とみなして算出する。
(次頁参照)

②本体報酬に薬価、特定保険医療材料価格が包括されている入院料(DPC制度における診療報酬の包括評価部分を含む。)の取扱い

医薬品、特定保険医療材料に係る仕入れを含めた課税仕入れ割合を課税経費率として計算する。

入院料に係る課税経費率について(案)

- ア 医療経済実態調査で、当該入院基本料を算定する病院の費用構造を把握(※1)している入院基本料
→ 医療経済実態調査の数値を直接活用して、課税経費率を推計
- イ ア以外の入院料
→ 当該入院料を算定している病院が最も多く算定している入院基本料を、アの中から特定し(※2)、その入院基本料に係る課税経費率と同じであるとみなして取り扱う。

医療経済実態調査において、入院基本料別の費用構造を把握しているものの例	医療経済実態調査において当該入院料に係る費用構造が把握できないものの例
<ul style="list-style-type: none"> ・一般病棟入院基本料 <li style="padding-left: 20px;">7対1入院基本料 <li style="padding-left: 20px;">10対1入院基本料 <li style="padding-left: 20px;">13対1入院基本料 <li style="padding-left: 20px;">15対1入院基本料 ・療養病棟入院基本料 <li style="padding-left: 20px;">療養病棟入院基本料1 <li style="padding-left: 20px;">療養病棟入院基本料2 <li style="text-align: right;">など 	<ul style="list-style-type: none"> 〈一般病棟7対1入院基本料と同じ課税経費率であるとみなして取り扱うもの〉 ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料 ・ハイケアユニット入院医療管理料 <li style="text-align: right;">など 〈一般病棟10対1入院基本料と同じ課税経費率であるとみなして取り扱うもの〉 ・亜急性期入院医療管理料 <li style="text-align: right;">など

(※1)医療経済実態調査においては、同じ病院において複数の入院基本料を算定している場合(例:一般7:1と療養1)は、入院基本料別集計において、それぞれの入院基本料の算定病院として集計される(例:一般7:1と療養1の両方にカウントされる)点に留意が必要。

(※2)「みなし」のための入院基本料の特定は、7月1日時点の入院基本料別の入院料等算定患者数のデータに基づいて行う。

(3) 歯科診療報酬・調剤報酬内の財源の配分方法について

原則的な配分方法(案)

〈歯科診療報酬における財源配分〉

○ 財源は、原則として、初・再診料に上乘せ。

(※) 各医療機関に共通した報酬であることや消費税対応分を簡潔かつ明確にすることを考慮。

〈調剤報酬における財源配分〉

○ 財源は、原則として、調剤基本料に上乘せ。

(※) 各薬局に共通した報酬であることや消費税対応分を簡潔かつ明確にすることを考慮。

(参考) 消費税対応に係る財源のおおよその規模について(機械的試算によるイメージ)

【平成9年の計算式による機械的試算(注)】

- I 薬価基準分 $\textcircled{1}22.1\%$ (薬剤費の割合) $\times (108/105 - 1) \doteq 0.6\%$
- II 特定保険医療材料 $\textcircled{2}2.7\%$ (特定保険医療材料の割合) $\times (108/105 - 1) \doteq 0.1\%$
- III 診療報酬本体分 $\{100 - \textcircled{1}22.1\%$ (薬剤費) $- \textcircled{2}2.7\%$ (特定保険医療材料) $- \textcircled{3}47.7\%$ (人件費) $- \textcircled{4}4.4\%$ (非課税品目) $\} \times \textcircled{5} 3/100 \times 0.75$ (消費者物価への影響)
 $\doteq 0.5\%$

試算の結果 $I + II + III = \text{約}1.2\%$

(注)数字は23年の医療経済実態調査の数字を当てはめて算出

(注)④(非課税品目)に減価償却費は含めていない。(平成9年の計算式では、昭和63年度以前の減価償却費は非課税品目に含めていた。)